

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和3年6月17日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 藤田尚美
- 3番 秋山泉
- 4番 長田麻美
- 5番 山本伸子
- 7番 伊藤裕一
- 8番 石原幸雄
- 9番 柳井哲也
- 10番 甲斐徳之助
- 11番 池辺己実夫
- 12番 加川裕美
- 13番 北島登
- 14番 杉森弘之
- 15番 須藤京子
- 16番 黒木のぶ子
- 17番 守屋常雄
- 18番 諸橋太一郎
- 19番 市川圭一
- 21番 遠藤憲子
- 22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

## 令和3年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和3年6月17日（木）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第35号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第36号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第37号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第38号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第39号 牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例について
- 日程第 6. 議案第40号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7. 議案第41号 物品購入契約の締結について
- 日程第 8. 決議案第2号 新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議について
- 日程第 9. 意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について
- 日程第10. 意見書案第4号 学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出について
- 日程第11. 請願第 2号 国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第12. 請願第 3号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書
- 日程第13. 請願第 4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願
- 日程第14. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 意見書案第5号 脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書の提出について
- 追加日程第2. 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

---

午前10時02分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、本日の日程における議席を指定いたします。

議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第1、議案第35号ないし日程第7、議案第41号の7件、日程第8、決議案第2号の1件、日程第9、意見書案第3号及び日程第10、意見書案第4号の2件、日程第11、請願第2号ないし日程第13、請願第4号の3件を一括議題といたします。

---

○

議案第35号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第36号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第37号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第38号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第39号 牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例について

議案第40号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第41号 物品購入契約の締結について

決議案第2号 新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議について

意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

意見書案第4号 学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出について

請願第2号 国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第3号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書

請願第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

○杉森弘之 議長 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和3年6月17日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 藤田尚美

#### 総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第35号	牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第41号	物品購入契約の締結について	原案可決
意見書案第3号	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について	否決

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 それでは、総務企画常任委員会委員長審査報告を行わせていただきます。

令和3年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月11日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第35号は、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和3年9月1日以降、マイナンバーカードの再交付手数料については、地方公共団体情報システム機構が定めることとなるため、同手数料の規定を削除するものであります。

審査に当たり委員からは、初回の交付申請の期限及び牛久市の交付人数について質疑がなされ、市執行部からは、交付申請の期限は令和4年3月31日までとしており、牛久市の交付人数は令和3年5月31日現在で、34.3%に当たる2万9,144人に交付しているとの答弁がありました。

また、委員からは、マイナンバーカードと健康保険とのひもづけや、紛失時のセキュリティーについて質疑がなされ、市執行部からは、健康保険とのひもづけに関する具体的スケジュールが牛久市に届いていない状況である、紛失時のセキュリティーについては、拾得者に暗証番号が知られない限り、悪用されることはないと考えているとの答弁がありました。

議案第41号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、分散勤務及び在宅勤務を実施するための機器の購入契約を締結するものであります。

審査に当たり委員からは、入札の執行に当たり、一般競争入札としなかった理由及び辞退した業者の辞退の理由について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市一般競争入札実施要綱に定める一般競争入札の対象は、設計金額が4,000万円以上の工事であり、本件は物品契約であるため、この規定に該当しないことから一般競争入札にはしていない、本件は入札が成立していることから、業者の辞退理由については聞いていないとの答弁がありました。さらに、委員からは、今後は設計金額が4,000万円以上の物品契約についても一般競争入札とする考えはあるかとの質疑がなされ、市執行部からは、他市の事例を調査研究し、検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久市契約規則第11条は無効の入札についての規定であり、この規定に該当しないから入札が成立しているというのは疑問であること、入札箱に辞退する旨を投函した場合は無効とするのが規則に沿った扱いであり、これを辞退と扱う規定は存在していないこと、応札したのは結果的に1者のみであったのだから、牛久市一般競争入札実施要綱の第8条の規定に基づき、入札の執行を中止または延期すべきだったのではないかと、予定価格の基礎となる参考見積りはどの業者から徴取したのか、そしてその業者は当該入札に参加しているかとの質疑がなされ、市執行部からは、入札箱に辞退する旨を投函されたものは自社の予算に見合わないという意味表明と認識している、また、担当としては投函されてから開札するまでは、辞退か有効な入札書か無効か判断できないわけであり、開札の結果、辞退があったとの理由で入札が無効とはならない、このように、指名競争入札により札を投函したことで競争性が

働いており、その結果で落札者を決定しているのだから公明正大であると考えている、また、辞退する旨を担当課長に直接手渡すよりも、指名業者が集まった場で入札箱に投函するほうが、業者によって異なった対応をしたり不正が行われる機会が少ないものと考えている、参考見積りを依頼した業者については、入札執行通知書を送付した8者全てであり、そのうちの2者から参考見積りが提出されたとの答弁がありました。

そのほかに委員からは、牛久市において既に導入されている基幹システムを提供している業者と、今回の落札業者が同じ業者であることで疑念が生じているため、今後は明瞭かつ透明性の高い入札の仕組みづくりを検討してほしいとの意見がありました。

意見書案第3号は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてであります。

本件は、2017年7月7日、国連総会において122か国の賛成により核兵器禁止条約が採択され、2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50か国に達し、2021年1月22日に条約が発効したことにより、核兵器は人道的に許されないだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなったことを受け、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、日本政府に対して、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、当該意見書と同様の趣旨の意見書は、近隣自治体である石岡市とかすみがうら市が可決しており、唯一の戦争被爆国である日本の今後の動向に世界が注目していることでもあるため、牛久市議会としてこの意見書を可決することを希望するとの意見がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第35号は全会一致により、議案第41号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第3号については、可否同数により委員長裁決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、長田教育文化常任委員長。

---

令和3年6月17日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会



教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
意見書案 第 4 号	学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出について	原案可決

〔教育文化常任委員長長田麻美議員登壇〕

○長田麻美 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和3年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月11日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第4号は、学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出についてであります。

これは、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向け、教育デジタルトランスフォーメーションに対応する教職員研修の在り方や、学校教育予算の充実・確保について検討を進めること、情報端末とデジタル教科書及び個人認証システムの互換性を確保するための統一規格についての検討を進めること、紙面活用と対面学習の併用を維持することについて迅速な対応を求めるものです。

審査に当たり委員からは、DX（デジタルトランスフォーメーション）やSociety（ソサエティ）5.0は企業原理や経済上の言葉であり、子供が主体となるべき教育現場にはなじまないのではないかという意見がありました。

また、ICT機器は道具として使用するものであり、教育現場において全面的に推奨すべきものなのかどうか、読解力やコミュニケーション能力の低下、個人認証システムの安全性に

対する懸念や、子供の視力低下などの健康上の問題、教職員の負担の増加になるのではないかという意見がありました。

次に、将来のビジネスシーン等においてICTの活用は不可欠で、小中学生の段階から活用していくことが必要であるとの意見もありました。

また、将来の資産形成等の場面においても、子供の頃からICTの基礎を学ぶことは大切であるとの意見がありました。

また、ICT機器が活用されていく中で、公平に全ての児童生徒に対して指導できるような教職員の研修の在り方を検討すること、ICT機器を学校教育の予算の中で充実・確保していく上で国に対して責任を明白にしてほしいという意見や、読解力等の学習の基本的な能力を身につける上で、紙面の活用と対面授業の併用を維持していくことが必要であること、視力の低下については、学校におけるICT機器の使用に限らないのではないかという意見もありました。

以上、1件であります。

付託されました意見書案第4号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、甲斐保健福祉常任委員長。

---

令和3年6月17日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 甲 斐 徳之助

#### 保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第36号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第37号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第38号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
決議案第2号	新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議について	原案可決
請願第3号	「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書	採 択

〔保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇〕

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和3年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第36号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、上位法である国の法律改正に伴い、本条文中において新型コロナウイルス感染症定義の文言を改正するものであります。

議案第37号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、議案第36号同様、上位法である国の法律改正に伴い、本条文中において新型コロナウイルス感染症定義の文言改正、及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方々の国民健康保険税の減免について、申請対象期間を延長するものであります。

審査に当たり委員からは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策としての減免措置の申請件数と承認された件数について、一部免除それとも全面免除なのか、また、全面免除の重篤な傷病を負った場合という規定について、重篤な傷病を負った方は令和2年度で申請し免除となり、令和3年度も生活困窮だと思われるが、申請対象期間が延長されたが令和3年度も令和2年度同様の措置が受けられるのか、傷病手当金の支給について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度の減免措置の実績について保険料は、平成31年度、令和2年度分合わせて申請件数109件、承認された件数は98件、減免決定金額は940万6,000円である、減免の割合について、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合には全額減免、それ以外については、事業収入等の減額の割合やその他の条件について8割、6割、4割、2割の減免がある、重篤な傷病を負った場合という減免実績は、ない状況である、また、介護保

険の重篤な傷病の定義において「1か月以上の治療を要すると認められた場合等」と記されているので、国民健康保険においても準用したいと思っている、次に、令和2年度の条件と令和3年度の減免条件については、前年度からさらに3割以上の収入減が条件となっており、実際には、もともとの収入が昨年度よりも減った場合には、本来の保険料が下がることで対応している、傷病手当金については、コロナ等で休業を余儀なくされた方が無給の休業を行った場合、1日当たり収入があった金額の3分の2を日ごとに計算して支給するのが傷病手当金であるとの答弁がありました。

議案第38号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、低所得者に対する介護保険料の軽減についての改正、及び新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料の減免について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、令和2年度のコロナ対策として介護保険料の減免申請件数、一部免除それとも全面免除なのか、その人数、また議案第37号での質問同様、令和2年度の収入減の状況と令和3年度の減免について、コロナ対策に関する減免申請の収入と通常の介護保険料第11条第5項から第7項の減免申請での収入の差について質疑がなされ、市執行部からは、介護保険料2か年分合わせて申請件数31件、減免件数が26件、減免保険料は70万6,900円である、また、令和2年度と令和3年度の減免条件については、国民健康保険料で説明のあったとおり、前年度からさらに3割以上の収入減が条件となっている、実際には、もともとの収入が昨年度よりも減った場合には本来の保険料が下がることで対応している、次に、コロナ対策に関する減免申請の収入と通常の介護保険料の減免申請の収入の差については、例えば主たる生計維持者が亡くなられた場合は100%減となり、それ以外は所得の状況や実際の収入減を勘案して本来の介護保険料と比較が必要となるとの答弁がありました。

決議案第2号は、新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議についてであります。

本件は、新型コロナウイルスワクチンの接種の予約受付が開始されたが、予約の電話が殺到し、一日中電話をかけ続けてもつながらない事態が発生していることに加えて、ウェブやLINEによる予約枠も直ちに埋まってしまうことから、多くの高齢者からは「一日も早く予約を済ませ、安心したい」等の悲鳴が寄せられており、早急に新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、この件に関して議会全体として取り組むことは大変有意義なことであり、新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制を整えていくことは、とても重要なことであるとの意見がありました。

請願第3号は、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見

書」を国に提出することを求める請願書についてであります。

本件は、2020年の新型コロナウイルスによりパンデミック（感染爆発）となり、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、「医療崩壊」などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされており、安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための対策を強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、新型コロナウイルス感染症が日本で発生して以降、医療・介護の現場の方々や保育園、学校など多くのエッセンシャルワーカーと言われる方々が最前線で自分の命を削り出すような形で取り組まれており、国は、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うこと、病院の再編等、国全体で考えていかなければならないと思っている、こうした市民の声を国に届けることは大変重要であるとの意見がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第36号ないし議案第38号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、決議案第2号については、全会一致により可決すべきものと決し、請願第3号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、池辺環境建設常任委員長。

---

令和3年6月17日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

#### 環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第39号	牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例について	原案可決
請願第2号	国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願	採 択
請願第4号	新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願	不採択

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和3年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第39号は、牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例についてであります。

本件は、都市計画に関する諮問についての調査審議を牛久市都市計画審議会に統一するため、本条例を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、都市計画マスタープランの策定に当たる策定委員会と策定サポートチームに関する要綱の在り方について質疑がなされ、市執行部からは、これらの組織に関する要綱はそのまま残し、今後も都市計画マスタープランの策定や改定に当たることとしており、その結果に基づき牛久市都市計画審議会に諮問していくとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久市都市計画審議会における市民の代表者についての公募及び女性委員の登用について質疑がなされ、市執行部からは、今後公募も検討していくとともに、女性の参画を進めていきたいとの答弁がありました。

請願第2号は、国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

本件は、エネルギーの効率化とともに再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めるよう、必要な事項に早急に取り組むことを強く要請する意見書を国に提出するよう求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査いたしました。

審査に当たり委員からは、再生エネルギーの活用に当たっての課題として発電量の変動につ

いての質疑があり、参考人からは、発電量の変動について海外でのいろんな事例や経験があることから、それらを学び活用することで、日本国内及び地域において取り組む際にも具体的な対策が可能であるとの説明がありました。

請願第4号は、新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願であります。

本件は、コロナ禍における米の需要減少等を踏まえ、需給環境の改善、生活困窮者等への食料支援制度の創設、外国産米の輸入数量抑制等を要請する意見書を国に提出するよう求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査いたしました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第39号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号は、賛成多数により採択すべきものと、請願第4号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、北部地域開発についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、須藤予算常任委員長。

令和3年6月17日

牛久市議会議長 杉 森 弘 之 殿

予算常任委員会

委員長 須 藤 京 子

#### 予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第40号	令和3年度牛久市一般会計補正予算（第2号）	原案可決

---

〔予算常任委員長須藤京子議員登壇〕

○須藤京子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和3年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第40号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

以上、1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月11日、14日の2日間にわたり委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、経営企画部、総務部等、市民部所管の歳入歳出について、委員からは、牛久シャトーワイン文化復活事業補助金の財源となったふるさと応援寄附金について、寄附者からの呼びかけに対する応募や寄附の目的について質疑がなされ、市執行部からは、寄附者からのツイッターによる呼びかけに対して、牛久市が市長のアカウントから牛久シャトーの持つワイン文化や歴史を復活させたい趣旨で応募している、寄附の目的については、寄附者から牛久シャトーでのワインの復活に期待するとの意向が伝えられたことから、牛久シャトーのワイン醸造再開に関する施設と設備のみに寄附金を充てる方向で検討しているとの答弁がありました。

また、牛久シャトーの施設整備に対して寄附金を補助金として交付することは、寄附者の意向に沿ったものではあるが、第三セクターである牛久シャトー株式会社が主体である施設整備に対し、自治体が補助金を支出することの可否に関する庁内での議論について質疑がなされ、市執行部からは、第三セクターに対して自治体は安易に公的支援すべきではないとの指針が総務省により示されているが、日本初の本格的なワイン醸造場として重要文化財指定や日本遺産認定されたことが「日本のワイン文化」として認められた要因の一つになっており、牛久シャトーのワイン醸造の再開に行政としての牛久市が関わってもよいのではないかとの判断に基づいて補正予算を計上しているとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久市が牛久シャトー株式会社の営利事業に対して出資するというのではないのかとの質疑がなされ、市執行部からは、牛久市としては補助金として支出しており、出資金とは異なるものと認識している、日本で最初にワインを醸造したというワイン文化を重要視しており、そのワイン文化を後世に継承していくことが行政としての義務であると考えている、行政がワイン醸造をすることができないからこそ、第三セクターをつくり、そのワイン醸造に関する設備について補助金を支出するという結論に至ったとの答弁がありました。

そのほか、委員からは、異動による減員のため会計年度任用職員を採用したとのことであ



るが、現在の常勤職員の人数と不足している職員数について質疑がなされ、市執行部からは、再任用を含まない常勤職員数は、昨年度が357人であり、今年度が348人で、9人の減となっている、再任用職員は若干増えているが、市全体の職員数としては、ほぼ横ばいとなっているとの答弁がありました。

また、委員からは、電子計算費における無線システム普及支援事業の交付金全体の採択金額について質疑がなされ、市執行部からは、採択された交付金額は3億3,109万5,000円であるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、テレワーク機器や無線機器に関して当初はリース契約であったが、単年度契約に切り替えた理由について質疑がなされ、市執行部からは、コンピューターシステムは通常5年間でワンサイクルとして更新が行われるものであり、市の単独事業で行う場合は各年の支出額をならすという意味で複数年のリース契約を行っている、補助金を利用するとなると、単年度事業にしか補助金が活用できないため、単年度の一括購入契約としているとの答弁がありました。

次に、建設部所管について、委員からは、牛久駅西口歩道橋改修工事の実施に当たり、現在の牛久駅周辺の喫煙所の状況を踏まえ、新たに喫煙所を設置する考えについて質疑があり、市執行部からは、現在のところ牛久駅西口において新たに喫煙所を設置する考えはないとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久駅西口におけるトイレ設置の予定について質疑があり、市執行部からは、計画では来年度設計を行い、その翌年度に工事を実施する計画であるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、工事実施中の安全対策について質疑があり、市執行部からは、屋根設置の際には橋梁部分の通行を止めなければならないことから、駅西口広場の横断歩道の設置に係る工事を先行させて、そこが通行できるようになってから橋梁部分の屋根設置工事を行いたいと考えており、安全第一で工事を進めていくとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第40号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○杉森弘之 議長** ただいま須藤予算常任委員長より、修正の希望が申し述べられました。これを許可いたします。

**○須藤京子 予算常任委員長** お手元に配付の資料で言うと、2ページ目の最初の行になりますが、会計年度任用職員についてでございます。会計年度任用職員を「採用した」とのことであるがというふうに委員長報告では申し上げましたが、「採用する」ということに改めていた

だきたいと思います。

お手数をかけ申し訳ございません。

○杉森弘之 議長 11番池辺議員。

○11番 池辺己実夫 議員 議長、暫時休憩を入れていただきたいのですが、ちょっと確認したいことがあるので、すみません。

○杉森弘之 議長 ただいま池辺議員から休憩の動議がありました。これに異議ございませんか。（「賛成」「何のための休憩を取りたいのか分からない」「私のほうから説明したい」「どういうことの休憩を取ると言っているのか」の声あり）議席にて説明をお願いします。

○11番 池辺己実夫 議員 すみません。私が先ほど環境建設常任委員会の委員長報告をした際に、ちょっと確認したい部分がありまして、私では判断しかねるので事務局に伺いたいで、確認したいということで動議を入れさせていただきました。

○杉森弘之 議長 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時47分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩の動議がありましたが、調べたところ、休憩の動議を取り消すということでございますので、このまま会議を続けてまいります。

以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。8番石原幸雄議員。

〔8番石原幸雄議員登壇〕

○8番 石原幸雄 議員 意見書案第3号及び請願第4号について反対討論をいたします。

意見書案第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてへの反対討論。

本意見書は、以下の3つの理由により反対であります。

まず、第1に、我が国は、ドイツ、オーストラリア、NATO諸国が、核の傘の下での安全保障体制を築いているのと同様に、米国の核の傘の下で安全保障政策を実施しており、今日ま

で平和で過ごせていることは核の傘による米国の抑止力の存在が前提となっていることは否定できない厳然たる事実であることから、核兵器禁止条約に参加することは我が国の現在の安全保障政策と矛盾をすること。

次に、当該条約には、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮のいわゆる核兵器保有国が不参加であることから、その実効性には大いに疑問があること。

さらに、それらを踏まえて、我が国は唯一の被爆国としてCTBT、包括的核実験禁止条約やFMCT、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約を実効性のあるものにしていくべく、核兵器保有国に働きかけて、核兵器を極限まで減らす努力をすることが、より現実的で肝要であること。

以上の3つの理由から、本意見書には反対であります。

続きまして、請願第4号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願に対する反対討論。本請願は、以下の3つの理由により反対であります。

まず、第1は、コロナ禍により米価が暴落し、この状態が続けば農業の大規模経営者も米作りからの撤退を余儀なくされると主張しておりますが、農業者からはそのような声が聞かれないことに加えて、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まり、今年中には国民の大部分の接種の完了が見込まれ、結果としてコロナ禍が落ち着き、それにより景気が浮揚してくれば、米価の先行きには懸念がなくなること。

次に、コロナ禍による米の需要については、政府が責任を持って過剰な在庫を市場から隔離すべきであると主張しておりますが、米の生産、流通、消費にわたって、このように政府が介入して管理するという考え方は、需要と供給を根幹とする現在の市場経済体制とは全く相入れないものであり、かつての戦時下における統制経済の象徴とも言われる食糧管理制度を想起させられること。

さらには、消費者にとっては米価は安価であればあるほどにありがたいにもかかわらず、消費者への言及が全くないこと。

以上の3つの理由により、本請願には反対であります。

以上、意見書案第3号及び請願第4号について、議員各位の良識に期待し、反対討論といたします。

**○杉森弘之 議長** 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

**○13番 北島 登 議員** 意見書案第3号及び請願第4号についての賛成討論を行います。

意見書案第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてに

ついてです。

先ほど石原議員からの反対討論がありましたけれども、この条約は2017年7月7日、国連総会で122か国の賛成で採択され、2021年1月22日に発効されました。広島、長崎の被爆者の方々の、こんな思いは誰にもさせてはならないという強い思いが国際社会を動かし、批准に必要な50か国の達成につながりました。

牛久市は、1984年9月20日に非核平和都市宣言を行い、2010年1月1日に平和首長会議に加盟しています。毎年、広島に中学生による平和使節団を派遣し、子供たちに平和の大切さを伝える取組を続けています。日本政府の対応を世界の人々が注目しており、核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会の取組をリードするよう求めるとともに、核兵器廃絶を世界に訴え続けてきた日本国民の願いは、唯一の被爆国として、日本政府による核兵器禁止条約の署名・批准を行うことを強く求めています。

現在の核を巡る国際的な状況、これをそのまま維持していいものなのか、肯定できるのか、ここが大きな論議の分かれ目というふうに思いますが、核保有国は世界の中から見れば僅かです。それを国連、国と地域合わせて198ですか、そのほとんどがこの条約に賛同して核保有国を包囲する、そういう形にしていくことが、核をこの地球からなくすための道ではないか。そのことを強く言いまして、皆さんの御賛同をお願いいたします。

続いて、請願第4号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願についてです。

日本は今、米価が暴落すれば、農業に大きな打撃を与える。この前の参考人の説明でもありましたが、アメリカやオーストラリアは政府が非常に大きな金を補助金として農業経営に対して出しています。そういう状況もあるのですが、新型コロナの影響によって大幅に米の需要が減っており、米の在庫が増えています。令和2年産在庫の影響から、3年産米はさらに米価格が暴落してしまうのではないかと生産者や流通業者に危機感が広がっています。3年連続の米価暴落となれば、大規模経営の生産者でも米作りから撤退することにもつながりかねません。

かつてない危機的事態に見舞われた国民や生産者に対して、従来の枠組みに捉われない対策が緊急に求められています。日本農業を守るためにも、請願に賛成いたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

**○杉森弘之 議長** 次に、原案反対の方の発言を許します。16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

**○16番 黒木のぶ子 議員** 意見書案第4号への反対討論をいたします。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めることを求める意見書についてであります。このデジタルトランスフォーメーションは耳慣れない言葉であるために、ネットで検索をいたしました。そういたしますと、今までの考え方、要するに既存の価値観や

枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもので、このデジタルトランスフォーメーションは企業にとりましては様々な生産性や効率性を取り込んだ、そのような社会全体までにリーチされたもので、社会的な影響をもたらすものがこのデジタルトランスフォーメーションであると出ておりました。

企業においては、ITやAIのテクノロジーを使って激しい競争に勝つために業務のやり方や組織、ビジネスモデルなどを変革することで、企業の実産性を上げるためのビジネス用語として多く使われております。

このほかに、同様にCXという言葉がありますが、これはカスタマーエクスペリエンスの略語で、デジタルトランスフォーメーションはデジタル技術を駆使して生産性や効率を向上させ、CXはカスタマーとあるように顧客の管理とサービスの向上とあります。

ごめんなさい、同じく略語を使いますが、デジタルトランスフォーメーションをDXとし、IT化とDXとの違いと関係性については、IT化は手段と目的というふうに変な違いがあり、IT化が既存の業務プロセスの効率化を目指すのに対し、DX、デジタルトランスフォーメーションがもっと対極的なレベルで精神、サービスやビジネスモデルの変革を目指し、デジタルトランスフォーメーションはIT化の先にある目的で、IT化による変化は量的変化で、デジタルトランスフォーメーションの変化は質的变化で、プロセス自体を変化させるということで、作業時間が減ることや情報データを使うことで業務の迅速化が図れるという分かりやすい変化ではありません。根本的な運用の変化で、ドラスティックな変化であるのがこのデジタルトランスフォーメーションが起こす変化であり、その変化の社会全体に起こす影響は大変なものとしておきまして、当然に教育界におきましても同様のことが言えると思います。

RPA、ロボットで業務の自動化、AI、人工知能を使って、新しいことがしたいのでは、このデジタルトランスフォーメーションということにはならず、デジタルトランスフォーメーションと言いつつIT活用と変わらないとされているのが、皆さんが勘違いしやすいということになっております。

現在、学校の教育現場では、御存じのとおり、やっとなんてよりプログラミング教育やタブレットでの新しい技術や知識を取り入れる教育設計がなされたばかりで、ITやAIに向かって児童生徒が学習されているというふうには理解しております。まだまだ子供たちがデジタルトランスフォーメーションに対する運用ができるほどの知識も技術もなく、そのような段階ではなく、これから子供たちがデジタルへの知識が熟成されるまで、ITやAIを活用しつつ、次の段階とされる、そしてITやAIを立派に活用することで、デジタルトランスフォーメーションの運用ができ、さらに社会が便利で豊かになるまで、学校教育におけるITやAIをしっかり習得していただき、そしてその上でデジタルトランスフォーメーションの語源を使うべき

と考えるので、この意見書案第4号へ反対をいたします。

各位の御賛同をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 請願第2号、国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願について賛成討論を行います。

今や地球環境を守るためには、2030年までにCO<sub>2</sub>排出を大幅に減らすことが喫緊の課題となっています。

牛久市は、昨年ゼロカーボンシティ宣言を行い、この世界的な課題に取り組むことを表明いたしました。再生可能エネルギーを60%以上に増やすこと、巨大なリスクを抱える原子力発電を速やかに廃止し、石炭、火力発電を2030年までに廃止すること、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換をすることは、ゼロカーボン実現への重要な政策となります。

請願内容への御理解をいただき、議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 議案第41号、物品購入契約の締結についての反対討論を行います。

この案件の事業内容については、危機管理やその危機に対応する点からは必要であり、有効な対策だと考えます。しかし、入札手続において、一部で契約関連の規定を外れた方法が取られている、このことが大きな問題です。

指名された8者のうち7者が辞退し、結果として1者入札となりました。牛久市一般競争入札実施要綱では、一般競争入札の参加希望者が2者に満たないとき、入札の執行を中止すると規定しています。しかるに、入札に参加した5者のうち4者が辞退と書いた入札書を入札箱に入れるという、規定がなく、開札まで結果が分からない、そういう方法で辞退を表明し、結果、1者入札となった次第です。

規定にない方法で執行された入札は、市民に疑念を持たせる。入札をめぐるのは、お隣の龍ヶ崎市で幹部が逮捕され、大きな問題となっています。牛久市はそのようなことはないと思いますが、入札はその透明性を確保し、規定にのっとって厳格に執行されるべきであり、この議案に関しては疑義が拭い切れない、このことをもってこの議案に反対するものです。

議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 請願第3号、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書について、賛成の立場から討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、従来から指摘されていた日本の医療体制、研究体制等の脆弱性をあらわにいたしました。感染症病床や集中治療室の大幅な不足、公立公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の圧倒的人員不足、統廃合による保健所の不足問題などがあります。

緊急入院が必要でも受け入れる病院が見つからない医療崩壊などが起こり、国民の命と健康が脅かされる事態となりました。

これらの問題の背景には、1990年代から続いてきた医療、介護、福祉などの社会保障費の抑制、公衆衛生施策の縮減などがあります。新型コロナウイルス感染症対策の教訓から、国民の命と健康を守るため、公衆衛生施策の拡充は早急かつ最優先されるべき課題です。

国民が安心して暮らせる社会の実現に向け、国に対する意見書提出の請願に賛成いたします。各位の御賛同を心からお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 2件の案件につきまして反対討論を行います。

まず最初に、意見書案第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてに対する反対討論です。

世界で唯一の被爆国である日本が核兵器とその核兵器がもたらす悲惨、残虐性、非人道性を世界のどの国よりも先頭に立って世界に発信し、この地球上から核兵器を全廃する使命を自覚して行動する立場にあることは、全くもって異論を挟む余地はありません。

また、本年1月22日に発効した核兵器禁止条約の画期的な意義も十分理解しております。

それは、1点目に、被爆者の方々による並々ならぬ平和への思いと行動が形になったことであり、2点目に核兵器全面禁止という国際的な法規範を打ち立てたこと、そして3点目に核軍縮、核廃絶への国際社会の意識が高まったということです。核兵器国は、NPT、核拡散防止条約第6条核軍縮交渉義務を守るべきだとの国際社会からの圧力を確実に感じているはずですが、

しかしながら、アメリカの核の傘に安全保障を委ねざるを得ない日本の置かれた現実を直視するとともに、世界の現状を検証するならば、本条約に署名・批准することができるように、まずはその前提として安全保障環境を整備する必要があります。本条約は核抑止を完全否定しておりますが、世界には直接的に核の脅威にさらされている国とさらされていない国があり、

それが本条約の賛否に重大な影響を与えております。したがって、その分断を回避するために、核抑止に頼らない新たな安全保障を議論する場を用意し、両者の橋渡しを担う必要があります。

2017年、日本政府は核保有国と非保有国の両有識者による実質的な核軍縮の進展のための賢人会議を設置し、議論を積み上げています。そして、その最終報告書では、核保有国と非保有国の対話の橋渡しのために乗り越えるべき困難な問題として、1つ、自衛権との関係、2つ、核兵器の役割、3つ、国際人道法との関係、4つ、核リスクの低減及び信頼醸成措置、5つ、国際的な安全保障を損なわない核軍縮のプロセス、6つ、核兵器のない世界の維持の6点が指摘されました。

そこで、核保有国の同盟国も含めたそれぞれの立場の違いを認めつつ、相手の立場への理解への努力により、一致点を目指す粘り強い対話が求められます。

また、中道国も巻き込んで、安全保障論的アプローチの問題への議論の深化が必要です。これらは核廃絶を現実にするには避けられない問題です。

そして、日本が本条約を批准するためには、何よりも安全保障環境の改善が不可欠です。特に、北朝鮮及び中国との関係です。具体的には、北朝鮮の非核化と国交正常化、朝鮮戦争の終結、そして中国の核体制の透明性の向上です。これらの達成に努め、核抑止に代わる新たな安全保障の在り方の議論を進め、日本の批准に向けた環境整備につなげていかなければなりません。安全保障環境の整備を考えず、条約署名・批准ありきでは、いたずらに核保有国及びその同盟国と非保有国との分断を助長することになりかねません。

したがって、本趣旨により、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてに対して反対いたします。議員各位の御理解と賢明な御判断をお願い申し上げます。

続きまして、請願第2号、国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願に対する反対討論を行います。

エネルギー基本計画は、2002年に制定されたエネルギー政策基本法に基づいて、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものであり、現行の計画は2018年に策定された第5次エネルギー基本計画です。これは、策定当初からのエネルギー安定供給、エナジーセキュリティ、環境への適合、エンバイロメント、経済効率性、エコノミーエフィシエンシーの3Eを基本原則に、東日本大震災後に追加された安全性、セーフティを大前提として、3E+Sを基本原則としております。

そして、第5次基本計画は、2030年の長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックスの実現と、パリ協定の発効を受けた2050年を見据えたシナリオの設計で構成されております。



なお、本計画は3年ごとに見直すことが義務づけられているため、本年中に新たな第6次基本計画を策定することになっております。

さて、5月26日に二酸化炭素、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が参議院本会議で可決成立いたしました。これによって、脱炭素社会の実現が法的に位置づけられました。国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に、2050年までの脱炭素社会の実現を目指すこととなります。

また、それに先立つ4月22日には、アメリカ主催の気候変動サミットが開かれ、菅首相は2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年に比べて46%削減すると表明いたしました。現行、第5次エネルギー基本計画では、温室効果ガス削減目標は26%であり、これに向けて2030年電源構成目標を火力発電56%、再生可能エネルギー発電22から24%、原子力発電20から22%としていたことを考えると、46%削減は容易なことではありません。政府は新たな計画で2030年再生可能エネルギーを30%後半、原子力発電を20%程度に維持、そして火力発電を40%に縮小する方向ですが、2019年実績で再生可能エネルギー発電は18%、原子力は6%にとどまり、70%超を火力発電で賄っているのが現状です。また、再生可能エネルギーの普及、主力電源化には、電力網の整備や高い発電コストといった課題があることも忘れてはなりません。

以上を勘案すると、本請願の2030年再生可能エネルギー目標値60%以上は現実的であるとは言えません。大胆な目標を掲げることも必要ですが、現実的でない目標は挑戦意欲を失わせ失敗を招きます。また、原子力発電の依存度を低減し、将来的に原子力発電に依存しない社会づくりを目指すことは必要ですが、現時点では原子力発電との併用なくして脱炭素社会を描くことは困難であり、むしろ原子力発電の厳格な安全性を確保した上での併用を考えるしかありません。

したがって、本趣旨により、国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願に対して反対いたします。

議員各位の御理解と賢明な御判断をお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 意見書案第4号、学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出について、賛成の立場で討論を行います。

教育現場では、GIGAスクール構想の一環で、児童生徒に1人1台の情報端末の貸与、また校内の高速ネットワーク整備が進んでおります。デジタルトランスフォーメーションが教育現場で進むと、教育の質や幅が大幅に向上し、一人一人の能力に応じた専門技術を学ぶ機会が増えると予測されます。また、アナログ作業で発生した余分な負荷を取り除くことで教員の負担を減らし、さらなる教育の質の向上につながることも期待できます。

そのためにも、今回の意見書は、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう、教育デジタルトランスフォーメーションに対応する教職員の在り方や学校教育予算の充実確保の検討を求めることは大切なことであります。さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいくべきであります。

以上の理由で、この意見書案第4号は賛成いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。12番加川裕美議員。

[12番加川裕美議員登壇]

○12番 加川裕美 議員 意見書案第4号、学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

冒頭に、本意見書のタイトルについてDXという文言から疑問を呈します。過日、本議会でも質疑をした際、御説明をいただきましたが、デジタルトランスフォーメーションとはテクノロジーによる産業構造を変化させること、利便性を高めることと私は理解しました。そして、この言葉がどれだけ教育現場、子供たちに浸透しているか、10人の現場の先生や子供たちに聞きました。まず、ピッツバーグから帰国したある男子生徒が、デジタルトランスフォーメーション、こちらのスペルにどこもXというアルファベットがないのにDXと日本では訳されているのが、とても難解で不思議であると疑問を私にぶつけました。私もそのように感じます。先ほど、同僚議員の討論にもありましたとおり、デジタルトランスフォーメーション、正確に訳せばDTとなります。DXではありません。このように、この単語は固有の存在を示すものではなく、2018年に経済産業省が提唱したとおり概念を示すもので、この意味は広義で、一般的にはビジネス、産業界で使われております。調べましたところ、行政DX、納豆DX、そのほかいろいろなものにDXが付随しておりました。

先日のように詳細にわたる語彙の背景や説明が不可欠で、今議会に提出されているほかの意見書、請願と照らし合わせても、一読では市民に理解し難く、何を目的にしているのか不鮮明であると考えます。

次いで、事由として4点をお示しいただいているので、一つ一つ丁寧に検証しながら討論と

させていただきます。

提案事由1に示されているとおり、情報端末の利活用、個人情報の取扱いの問題が発生しております。先日、名古屋市で教育委員会が保護者、本人の同意を得ることなく端末の検索履歴を調査、保管していたことは、全国に大きく報道されました。結果、7万人の児童生徒の端末が現在も使用中止となっております。牛久市においては、保護者に同意文書が配付され、持ち帰りが行われていますが、その文面も捉え方次第で一部の家庭では混乱を来しています。子供は勉強という名目でずっと動画を見ている場面もあるようです。まず、関係省庁による調査検証が大前提で、一定の方向性を見いだしてから教職員の研修の在り方に議論が下りてくるのではないのでしょうか。

また、新たに教育DXという造語が記載してございますが、この文言の整理もこれからではないのでしょうか。

提案事由2の記載内容にも、児童生徒に情報端末を使用させる際には必然の配慮であり、こちらの提案事由にはほとんど文部科学省からの学校におけるICT環境整備として指針が示されています。ただし、そこに教育DXという新語の記載はございません。

提案事由3については、様々な情報端末と個人認証システムの互換性を確保するとありますが、こちらは個人情報の流出、漏えい、条例、上位法への抵触が危惧され、ましてや6歳からの児童を対象とする今回の学校教育推進という目的にはなじまないものと考えます。

最後に、提案事由4には、紙面の活用と対面学習の併用を維持とありますが、対面学習こそ教育の基本であり、併用されるものではありません。教員は生徒と教師で直接触れ合い、生徒は自ら考え文字を五感で覚え、形式にとらわれないノートを作ることで学習していきます。また、障害を持つ子供の中には、デジタル機器そのものになじめなかったり、逆にこだわりが強く何時間でも向き合っていたりするという実態をICT指導員の方から伺っています。また、教職員を上回るスキルを中学生ではクラスの約7割が有しており、パスワードへのハッキングを楽々行っているという横浜市の実態もうかがえました。このように、情報端末があることで、そもそも初めの一步から取り残されている、本来の目的とは違う運用をしている児童生徒の実態も調査段階です。

現在、新型コロナウイルス感染症下で加速度的にGIGAスクール、ICT導入が進められていますが、同時に弊害も起きています。児童生徒の急激な視力低下もWHOと文部科学省で調査を進めています。この背景には、放課後家に帰って楽しんでいたゲーム機、スマートフォンに加え、学校でのタブレット学習が加算された影響によるものではないかという有識者の意見もございます。言わば非常事態下暫定措置による状況下での本意見書提出には、大きな疑問を感じます。

多くの大人がその機能に熟練せず、弊害も調査段階で、ICT機器を6歳からの児童生徒に活用させる、ましてや急速度で促進することは適当でないと考えます。

最後に、私は市議会議員として本意見書の趣旨を対象者である児童生徒、市民に正確に説明できません。

以上をもち、本意見書提出に対しての反対討論といたします。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

午前11時34分休憩

---

午前11時46分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 意見書案第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてに対し、反対討論を行います。

核兵器禁止条約が核兵器の開発、保有、使用のみならず、使用による威嚇をいかなる場合も禁止したことで、従来からの核抑止の考え方に一石を投じたことは間違いありません。しかし、核軍縮を進めるに当たって、諸国間の関係を不安定なものにして、逆に核兵器の使用の危険性が高まるようなことになってはならず、核軍縮は諸国間の安定的な関係の下で進められる必要があります。

すなわち、現実として、中国や北朝鮮などが核兵器を保有している状況で、日本が核兵器禁止条約に参加してしまえば、米国の核の傘からも抜ける必要があり、日本が中国や北朝鮮などによる核の脅威にさらされます。そればかりか、現在の国際社会が保っている安全保障上のバランスを崩すことになり、逆に不安定な状況をつくり出してしまいます。

核兵器への恐怖、悲惨さ、残酷さを知っている唯一の戦争被爆国だからこそ、核兵器による分断を避けるためにも、核兵器国と非核兵器国との間の真の橋渡し役として、核兵器禁止条約に基づく締約国会合にオブザーバーとして参加すべきと考えます。オブザーバーとして参加する意義としては、第1に締約国会合の開催費用を負担することで財政的な貢献になること、第2は政府代表団として被爆者や大学生らのユース非核特使を派遣できること、第3は日本が知見を持っている被爆医療や環境修復などの分野で貢献できること、第4は核兵器禁止条約の実

効性向上のための積極的な貢献ができること、最後にこのような貢献を積み重ねた上で締約国会合または特別会合の被爆地での開催を要請することも考えられます。

これらのことから、締約国会合に参加し、唯一の戦争被爆国としての存在感を示し、中長期的には日本が批准できるような安全保障環境をつくり上げていくことが重要と考えます。

よって、意見書案第3号には反対をいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号ないし議案第41号の7件、決議案第2号の1件、意見書案第3号及び意見書案第4号の2件、請願第2号ないし請願第4号の3件について順次採決いたします。

初めに、議案第35号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、牛久市都市計画マスタープラン審議会条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第2号、新型コロナウイルスワクチンの接種受付体制の改善等を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、決議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、意見書案第3号は否決されました。

次に、意見書案第4号、学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を適切に進めることを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号、国に対し、「脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書」の提出を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、請願第2号は採択することに決しました。

次に、請願第3号、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

次に、請願第4号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第2号につきまして、内閣総理大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し意見書の提出をするために、意見書案第5号、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書の提出についての1件について、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書の提出についての1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時01分休憩

---

午後0時02分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、意見書案第5号についてを議題といたします。

---

○

追加日程第1 意見書案第5号 脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第5号、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書（案）

気候危機により人類の持続可能性が今問われています。気温を2100年までに産業革命から1.5℃上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。

2030年第6次エネルギー基本計画の改定は新型コロナウイルスと気候危機が進んでいる今、大変重要な計画となります。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021年3月には東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止すべきです。日本は約70%の食料とほぼ100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排



出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。

よって国は、2050年カーボンニュートラルの実現の鍵であるエネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めるよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く要請します。

#### 記

1. 国は、第6次エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%としてください。
2. 国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は可及的速やかに廃止し、石炭火力発電は段階的に2030年までに廃止してください。
3. 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくお願いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第5号について採決いたします。

意見書案第5号、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第5号は可決されました。

次に、本定例会で採択いたしました請願第3号につきまして、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び厚生労働大臣に対し意見の提出をするために、意見書案第6号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての1件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての1件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後0時11分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、意見書案第6号についてを議題といたします。

---

○

追加日程第2 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 意見書案第6号、朗読をもって提案理由といたします。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題など

です。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかなです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請します。

#### 記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○杉森弘之 議長** 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○杉森弘之 議長** 以上で、意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○杉森弘之 議長** 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第6号について採決いたします。

意見書案第6号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第6号は可決されました。

次に、日程第14、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、環境建設常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、環境建設常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は環境建設常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第15、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

—————○—————

閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和3年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時20分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 諸 橋 太一郎

署名議員 市 川 圭 一